

株主各位

第59回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

上記事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

連結計算書類の連結注記表	1 頁～17 頁
計算書類の個別注記表	18 頁～30 頁
監査報告	31 頁～36 頁

中小企業ホールディングス株式会社

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,464,671	流 動 負 債	396,030
現金及び預金	67,107	支払手形・工事未払金等	194,381
売掛金	4,134	買掛金	984
完成工事未収入金及び契約資産	1,096,397	役員からの短期借入金	43,000
商品及び製品	132,684	未払金	18,888
原材料及び貯蔵品	912	未払法人税等	63,882
前渡金	134,182	未払消費税等	66,319
未収入金	6,447	その他	8,574
短期貸付金	949	固 定 負 債	29,624
その他	31,139	長期預り保証金	19,090
貸倒引当金	△9,283	退職給付に係る負債	3,478
固 定 資 産	36,046	完成工事補償引当金	3,275
有 形 固 定 資 産	11,302	その他	3,780
建物及び構築物	7,153	負 債 合 計	425,655
車両運搬具	2,083	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	2,024	株 主 資 本	1,065,137
その他	40	資本金	10,641,760
無 形 固 定 資 産	8,744	資本剰余金	3,880,366
その他	8,744	利益剰余金	△13,451,065
投資その他の資産	15,998	自己株式	△5,923
破産更生債権等	1,991,668	新株予約権	9,925
差入保証金	23,851	純 資 産 合 計	1,075,062
長期未収入金	952,527	負 債 純 資 産 合 計	1,500,718
長期貸付金	879,944		
その他	2,276		
貸倒引当金	△3,834,268		
資 産 合 計	1,500,718		

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,300,103
売 上 原 価	3,547,579
売 上 総 利 益	752,524
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	456,271
営 業 利 益	296,252
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	686
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	17,789
雑 収 入	1,796
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	644
株 式 交 付 費	1,954
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	128
雑 損 失	96
経 常 利 益	2,824
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	7,239
子 会 社 株 式 売 却 益	3,638
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,584
そ の 他	23,392
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	50,855
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	65,197
当 期 純 利 益	364,555
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	299,358
	299,358

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,641,760	3,880,366	△13,750,423	△5,903	765,799
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			299,358		299,358
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	299,358	△20	299,338
当連結会計年度末残高	10,641,760	3,880,366	△13,451,065	△5,923	1,065,137

	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	26,509	792,308
当連結会計年度変動額		
親会社株主に帰属する 当期純利益		299,358
自己株式の取得		△20
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△16,584	△16,584
当連結会計年度変動額合計	△16,584	282,754
当連結会計年度末残高	9,925	1,075,062

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上しておりましたが、当連結会計年度におきましては299,358千円の当期純利益を計上いたしました。当該業績に至った主な要因は、建設事業の成長によるものです。当社グループは、今後におきましても継続して営業黒字を計上するため、祖業である建設事業に注力し、当社グループの土台を固めることとともに、建設事業以外の事業についても積極的に取り組んでまいります。しかしながらこれらの事業を推進していくうえで重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加、激変する業界の動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、黒字化した収益状況を今後も継続できるかについて、確信できるまでには至っておりません。そのため、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

連結計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、引き続き収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じてまいります。

現在の当社グループは、足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。そのため、当連結会計年度の決算処理作業に合わせて、当社グループの既存子会社の存否を含めた検討を当事業年度中に実施し、より収益力のあるグループを目指します。

既存子会社の連結除外等の取り組みに対し、当社グループの持続性のある企業価値向上策とし、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協体制度を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングス プロジェクト」を引き続き当社グループの成長の主軸として取り組んでまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称 クレアホーム株式会社
巧栄ビルド株式会社
MILLENNIUM INVESTMENT株式会社
株式会社 J P マテリアル
クリア建設株式会社
V B L O C K 販売株式会社
株式会社のら猫バンク

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、当社100%子会社である株式会社サニーダの全株式を第三者へ譲渡したことにより、同社を連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、当社100%子会社として株式会社のら猫バンクを新規設立し、連結の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料及び貯蔵品 個別法及び最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以後に取得した建物及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～40年
工具、器具及び備品	4年～10年
機械及び装置	3年～10年
車両運搬具	3年～6年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定

する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、過去の実績を基礎に発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 建設事業

建設事業においては、主に中期程度の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

ロ. オートモービル関連事業

オートモービル関連事業においては、自動車用オイルの製造、販売、自動車用パーツの販売を行っております。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で売上高を認識しております。

ハ. コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で売上高を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. グループ通算制度の適用

当社グループではグループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額及び減損損失累計額

建物及び構築物	892千円
車両運搬具	3,946千円
工具、器具及び備品	7,866千円
計	12,705千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	258,251,756株	0株	0株	258,251,756株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,431株	558株	0株	14,989株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第25回新株予約権	普通株式	34,550,000	-	34,550,000	-	-
第26回新株予約権	普通株式	19,850,000	-	-	19,850,000	9,925
合計	-	54,400,000	-	34,550,000	19,850,000	9,925

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を継続するために必要な資金や業態の拡大・事業の再構築を行うために必要な資金を事業計画・資金計画に基づいた新株予約権の行使及び第三者割当による株式の発行によって調達してまいりました。また一方では、運転資金の一部について法人向け貸付金に投下し、一時的な運用の利息収入による資金運用も行っております。

新株予約権の行使及び第三者割当による資金調達の使途は業態の拡大・事業の再構築を行うためであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(注)	時 価(注)	差 額
(1) 売 掛 金 貸倒引当金 (注)	4,134千円 △24千円		
(純 額)	4,110千円	4,110千円	-千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 (注)	1,096,397千円 △6,578千円		
(純 額)	1,089,819千円	1,089,819千円	-千円
(3) 未 収 入 金 貸倒引当金 (注)	6,447千円 △2,675千円		
(純 額)	3,772千円	3,772千円	-千円
(4) 短 期 貸 付 金 貸倒引当金 (注)	949千円 △5千円		
(純 額)	944千円	944千円	-千円
(5) 長 期 未 収 入 金 貸倒引当金 (注)	952,527千円 952,527千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(6) 長 期 貸 付 金 貸倒引当金 (注)	879,944千円 879,944千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
(7) 差 入 保 証 金 貸倒引当金 (注)	23,851千円 10,000千円		
(純 額)	13,851千円	13,851千円	-千円
(8) 破 産 更 生 債 権 等 貸倒引当金 (注)	1,991,668千円 1,991,668千円		
(純 額)	-千円	-千円	-千円
資 産 計	1,112,496千円	1,112,496千円	-千円
(1) 支払手形・工事未払金等	194,381千円	194,381千円	-千円
(2) 買 掛 金	984千円	984千円	-千円
(3) 役員からの短期借入金	43,000千円	43,000千円	-千円
(4) 未 払 金	18,888千円	18,888千円	-千円
(5) 未 払 法 人 税 等	63,882千円	63,882千円	-千円
(6) 未 払 消 費 税 等	66,319千円	66,319千円	-千円
(7) 長 期 預 り 保 証 金	19,090千円	19,090千円	-千円
負 債 計	406,544千円	406,544千円	-千円

(注) ・売掛金、完成工事未収入金及び契約資産、未収入金、短期貸付金、長期未収入金、長期貸付金、差入保証金、破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	4,110千円	-千円	4,110千円
(2) 完成工事未収入金及び契約資産 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	1,089,819千円	-千円	1,089,819千円
(3) 未収入金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	3,772千円	-千円	3,772千円
(4) 短期貸付金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	944千円	-千円	944千円
(5) 長期未収入金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(6) 長期貸付金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
(7) 差入保証金 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	13,851千円	-千円	13,851千円
(8) 破産更生債権等 貸倒引当金 (注)				
(純額)	-千円	-千円	-千円	-千円
資産計	-千円	1,112,496千円	-千円	1,112,496千円
(1) 支払手形・工事未払金等	-千円	194,381千円	-千円	194,381千円
(2) 買掛金	-千円	984千円	-千円	984千円
(3) 役員からの短期借入金	-千円	43,000千円	-千円	43,000千円
(4) 未払金	-千円	18,888千円	-千円	18,888千円
(5) 未払法人税等	-千円	63,882千円	-千円	63,882千円
(6) 未払消費税等	-千円	66,319千円	-千円	66,319千円
(7) 長期預り保証金	-千円	19,090千円	-千円	19,090千円
負債計	-千円	406,544千円	-千円	406,544千円

(注1) ・時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金、完成工事未収入金及び契約資産、未収入金、短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。

長期未収入金、長期貸付金、差入保証金、破産更生債権等

これらは回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

支払手形・工事未払金等、買掛金、役員からの短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっております。
 長期預り保証金
 過去の返還実績に基づき、将来キャッシュフローを見積り、リスクフリーレートで割り引いて時価を算定しております。

(注2) ・金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
売 掛 金	4,110千円	-千円	-千円	-千円
完成工事未収入金及び契約資産	1,089,819千円	-千円	-千円	-千円
未 収 入 金 (注)	3,772千円	-千円	-千円	-千円
短 期 貸 付 金	944千円	-千円	-千円	-千円
長 期 未 収 入 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
長 期 貸 付 金 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円
差 入 保 証 金 (注)	13,851千円	-千円	-千円	-千円
破産更生債権等 (注)	-千円	-千円	-千円	-千円

(注) ・未収入金のうち、個別に貸倒引当金を計上した2,675千円につきましては控除しております。
 ・長期未収入金、長期貸付金、破産更生債権等は全額貸倒引当金を計上、控除しております。

(注3) ・金銭債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
支払手形・工事未払金等	194,381千円	-千円	-千円	-千円
買 掛 金	984千円	-千円	-千円	-千円
役員からの短期借入金	43,000千円	-千円	-千円	-千円
未 払 金	18,888千円	-千円	-千円	-千円
未 払 法 人 税 等	63,882千円	-千円	-千円	-千円
未 払 消 費 税 等	66,319千円	-千円	-千円	-千円
長 期 預 り 保 証 金	-千円	19,090千円	-千円	-千円

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円16銭 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	建設事業	オートモービル関連事業	コスメ衛生関連事業	合計
売上高				
建設工事	4,228,461	-	-	4,228,461
自動車部品販売	-	45,531	-	45,531
コスメ衛生関連商品販売	-	-	26,109	26,109
顧客との契約から生じる収益	4,228,461	45,531	26,109	4,300,103
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	4,228,461	45,531	26,109	4,300,103

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①建設事業

建設事業においては建設工事を主な事業としており、工期がごく短期間の工事契約を除き、全ての工事契約について履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。工期がごく短期の工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法を採用しております。ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合で、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準を適用しております。

②オートモービル関連事業

オートモービル関連事業においては、自動車用オイルの製造、販売、自動車用パーツの販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で売上高を認識しております。

③コスメ衛生関連事業

コスメ衛生関連事業においては、コスメティック商品、衛生関連商品の販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で売上高を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、サービス提供前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債に含まれております。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	-千円
契約負債	-千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

第27回新株予約権

決議年月日	2023年3月31日
新株予約権の数	380,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式38,000,000株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	35.0円 (注2)
新株予約権の行使期間	2023年4月18日～2024年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額35.0円 (注2) 資本組入額17.5円 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。
割当先 (割当個数)	第三者割当ての方法により、割当てられた以下5名 田中 勇樹 (100,000個) FIRST LINK INC LIMITED (100,000個) 山城 延子 (125,000個) 玉岡 益健 (40,000個) 堀田 慎一 (15,000個)

(注1) ・本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は38,000,000株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とします。)。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。
4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前

日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降遅やかにこれを行うものとします

(注2) ・新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、金35円とします。

3. 行使価額の調整

(1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \right) \div \left(\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \right)$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

②当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用

して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用します。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用します。
- ⑤本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じるときは、これを切捨て、現金による調整は行いません。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。
- (4)その他
- ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとします。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行います。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調

調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います

(注3) ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、(注1)「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とします。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします

(注4) ・新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなったときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

2. 各本新株予約権の一部行使はできません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	495,397	流 動 負 債	60,980
現金及び預金	42,686	役員からの短期借入金	43,000
前払費用	2,857	未払金	11,675
関係会社貸付金	437,005	未払費用	1,954
未収入金	12,482	未払法人税等	1,109
その他	365	預り金	2,874
固 定 資 産	300,422	その他	366
有 形 固 定 資 産	9,079	固 定 負 債	29,129
建物及び構築物	5,480	長期未払金	3,780
車両運搬具	2,083	長期預り保証金	19,090
工具、器具及び備品	1,514	退職給付引当金	3,478
無 形 固 定 資 産	658	完成工事補償引当金	2,780
ソフトウェア	658	負 債 合 計	90,110
投資その他の資産	290,685	純 資 産 の 部	
関係会社株式	317,599	株 主 資 本	695,784
長期貸付金	879,944	資本金	10,641,760
関係会社貸付金	1,130,980	資本剰余金	3,880,366
破産更生債権等	4,694,120	資本準備金	3,880,366
差入保証金	13,220	利 益 剰 余 金	△13,820,418
長期未収入金	120,000	その他利益剰余金	△13,820,418
その他	1,590	繰越利益剰余金	△13,820,418
貸倒引当金	△6,866,770	自 己 株 式	△5,923
資 産 合 計	795,819	新 株 予 約 権	9,925
		純 資 産 合 計	705,709
		負 債 純 資 産 合 計	795,819

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,238
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		1,238
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		299,756
営 業 損 失		298,518
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	685	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	200,357	
雑 収 入	1,383	202,425
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	1,954	
支 払 利 息	644	
雑 損 失	60	2,660
経 常 損 失		98,752
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	16,584	
子 会 社 株 式 売 却 益	992	17,576
特 別 損 失		
債 権 譲 渡 損	7,384	7,384
税 引 前 当 期 純 損 失		88,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,109	1,109
当 期 純 損 失		89,670

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	10,641,760	3,880,366	3,880,366	△13,730,748	△13,730,748	△5,903	785,475
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失				△89,670	△89,670		△89,670
自 己 株 式 の 取 得						△20	△20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△89,670	△89,670	△20	△89,690
当 期 末 残 高	10,641,760	3,880,366	3,880,366	△13,820,418	△13,820,418	△5,923	695,784

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	26,509	811,984
当 期 変 動 額		
当 期 純 損 失		△89,670
自 己 株 式 の 取 得		△20
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△16,584	△16,584
当 期 変 動 額 合 計	△16,584	△106,274
当 期 末 残 高	9,925	705,709

(注) ・金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度まで継続的に当期純損失を計上しており、当事業年度におきましても89,670千円の当期純損失を計上いたしました。当社は、これら継続する当期純損失の状況を改善すべく事業再構築と企業価値の向上ならびに管理体制の強化に向けて取り組んでおります。引き続き、祖業である建設事業に注力し、当社グループの土台を固めるとともに、建設事業以外の事業についても積極的に取り組んでまいります。しかしながらこれらの事業を推進していくうえで重要となる人員やインフラ設備等の費用の増加や、激変する業界の動向等によって各事業の悪化が懸念されることから、黒字化できるかについて、確信できるまでには至っておりません。そのため、当社が事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象ま又は状況が存在しております。

計算書類提出会社である当社は、当該状況を解消すべく、引き続き収益体質及び営業キャッシュ・フローの改善をするための対応策を講じてまいります。

現在の当社グループは、足元の業績回復策と持続性のある企業価値向上策の二つが必要不可欠であると判断しており、社会的な課題と結び付いた取り組みを行うことで、社会貢献を実現しつつ、当社グループ全体の事業成長と財務体質の改善を実現していくことを目指しております。そのため、当連結会計年度の決算処理作業に合わせて、当社グループの既存子会社の存否を含めた検討を当事業年度中に実施し、より収益力のあるグループを目指します。

既存子会社の連結除外等の取り組みに対し、当社グループの持続性のある企業価値向上策としまして、後継者問題や新型コロナウイルスの影響等でポテンシャルや意欲がありながら苦しんでいる中小企業を当社グループの一員として迎え入れ、グループ全体での協力体制を構築することで、強い中小企業に変え、当社グループにとっても持続性のある企業価値向上となることを目指すとともに社会貢献に取り組む「中小企業ホールディングス プロジェクト」を引き続き当社グループの成長の主軸として取り組んでまいります。

しかしながら、全ての計画が必ずしも実現するとは限らないことにより、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

・子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし2016年4月1日以後取得した建物及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～10年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～8年

②無形固定資産

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっておりますが、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）としております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の100%を計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補償に備えるため、発生見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

建物及び構築物	809千円
車両運搬具	3,676千円
工具、器具及び備品	3,475千円
計	7,960千円

(2) 関係会社に対する区分掲記していない金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	11,384千円
② 長期金銭債権	4,594,120千円
③ 短期金銭債務	-
④ 長期金銭債務	-

(3) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務の総額

金銭債務	43,000千円
------	----------

(4) 長期貸付金

クレア㈱から2021年4月20日付けで代物弁済された販売用不動産について、同社が無断で第三者に所有権を移転していたため、2022年5月16日付けで東京地方裁判所に提訴を行ないました。同8月29日付けで被告が判決文を受領、控訴期限であった同9月13日までに控訴がなかったため、判決は同日に確定しております。

なお、瑕疵があった代物弁済債権残高の内訳は以下のとおりです。当該債権については、全額引当をしております。

勘定科目（詳細）	債権残高
販売用不動産（堺市南美木多上土地）	649,934千円
長期未収入金（新潟市矢代田駅周辺開発）	150,000千円
工具、器具及び備品（LEDディスプレイ等）	80,011千円
計	879,944千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引の取引高	
売上高	1,238千円
販売費及び一般管理費	-

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,431株	558株	-	14,989株

(注) ・自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,102,605千円
繰越欠損金	854,253千円
資産評価損	806,636千円
その他	1,964千円
小計	3,765,458千円
評価性引当額	△3,765,458千円
合計	-千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	巧栄ビルド 株式会社	所有 直接 100.0%	事業協力	事業協力金の受入 (注) 1	-	関係会社 借入金	-
				事業協力金の支出 (注) 1	-		
				資金の貸付 (注) 2	527,246	関係会社 貸付金	257,960
				資金の返済	269,285		
子会社	クレア建設 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	12,400	関係会社 貸付金	-
				資金の返済	667,500		
				資金の貸付 (注) 2	-	関係会社貸 付金(長期)	924,631
				資金の返済	291,054		
子会社	株式会社 JPMマテリアル	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	30,421	関係会社 貸付金	29,821
				資金の返済	600		
				資金の貸付 (注) 2	-	関係会社貸 付金(長期)	206,349
				資金の返済	-		
子会社	V BLOCK販売 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2	108,046	関係会社 貸付金	135,046
				資金の返済	-		
				商品の販売 (注) 3	-	未収入金	11,384
子会社	クレアホーム 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	64	破産更生 債権等	774,054
子会社	MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	64	破産更生 債権等	3,820,066
子会社	株式会社 のら猫 パーク	所有 直接 100.0%	資金援助	資金の貸付 (注) 2、4	14,191	関係会社 貸付金	14,177
				資金の返済	14		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 事業協力金は、業務内容を勘案して、両者協議のうえで決定しております。
2. 子会社への資金の貸付については利息を計上しておりません。
3. 取引金額は仕入最終原価法により算出しております。
4. 子会社の破産更生債権等には、貸倒引当金を100%見積り計上しております。なお、当事業年度においては128千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員

種類	会社等の名前 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡本武之	被所有 直接 1.0%	当社 代表取締役	資金の借入 (注) 1	-	役員からの 短期借入金	-
				資金の返済	25,000		
役員	前田 修	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	-	役員からの 短期借入金	23,000
				資金の返済	5,000		
役員	齋藤雅彦	被所有 直接 0.4%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	-	役員からの 短期借入金	20,000
				資金の返済	5,000		
役員	星野和也	被所有 直接 0.1%	当社 取締役	資金の貸付 (注) 1	-	役員からの 短期借入金	-
				資金の返済	25,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ・資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円35銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

第27回新株予約権

決議年月日	2023年3月31日
新株予約権の数	380,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式38,000,000株 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額	35.0円 (注2)
新株予約権の行使期間	2023年4月18日～2024年4月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額35.0円 (注2) 資本組入額17.5円 (注3)
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。
割当先 (割当個数)	第三者割当ての方法により、割当てられた以下5名 田中 勇樹 (100,000個) FIRST LINK INC LIMITED (100,000個) 山城 延子 (125,000個) 玉岡 益健 (40,000個) 堀田 慎一 (15,000個)

(注1) ・本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は38,000,000株とします(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」といいます。)は100株とします。)。ただし、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとします。
2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、当該調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とします。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号

に定める調整後行使価額を適用する日と同日とします。

4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権にかかる新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行うものとします

(注2) ・新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とします。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」といいます。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、金35円とします。

3. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行} \\ \text{普通株式数} + \frac{\text{交付普通} \\ \text{株式数} \times \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含みます。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役、執行役員、使用人、及び従業員を対象とする株式報酬制度に基づき交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除きます。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とします。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

- ②当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用します。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含みます。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降、又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用します。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用します。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付仕債に付されたものを含みます。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用します。

⑤本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとします。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数が生じるときは、これを切捨て、現金による調整は行いません。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。

(4)その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとします。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとします。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、又かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とします。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行います。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生

により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知します。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行います

(注3) ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、(注1)「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とします。

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします

(注4) ・新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなったときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年 5月30日

中小企業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴 田 洋 (印)
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹 (印)
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中小企業ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度まで継続的に当期純損失を計上している。そのため、会社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在している。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年 5月30日

中小企業ホールディングス株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴 田 洋 (印)
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹 (印)
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中小企業ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に当期純損失を計上しており当事業年度においても89,670千円の当期純損失を計上した。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運営における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上